

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 6 年 11 月 15 日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

第 50 回衆議院議員総選挙 啓発幕類等掲出企画・運営・撤去委託

第 50 回衆議院議員総選挙の投票日の周知と投票参加を呼びかける幕類の掲出にあたり、横浜市内 18 区役所において掲出場所の調査、企画提案等及び幕類の製作・設置・メンテナンス・撤去を行うもの

2 履行（納品）場所

報告書等の提出：横浜市選挙管理委員会事務局調査課  
幕類の掲出：区役所 18 区

3 契約日

令和 6 年 10 月 10 日

4 履行日又は履行期間

令和 6 年 10 月 10 日から令和 6 年 11 月 5 日まで

5 契約金額

2,627,900 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社 旭広告社  
横浜市中区常磐町 2 - 19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本委託業務で掲出する横断幕等は、区役所に来庁する有権者等に対して衆議院議員総選挙の期日等を周知するためのものであり、最低でも公示日から選挙期日までの 13 日間は、確実に掲出しておかなければ、区役所を訪れる有権者等への周知に支障をきたすこととなります。

内閣総理大臣による衆議院の解散表明があり、選挙を行うことが確実となったのは 10 月 1 日のことであり、10 月 15 日の公示日まではわずか 14 日間のみの状況でした。本業務では、本市職員が提示するベースデザインを基に、18 区それぞれの掲示場所

に合致するように様々なサイズ・形状に組み替えたうえで、横断幕や懸垂幕を作製します。その掲示・撤去にあたっては、十分な安全対策のうえで横断幕等を掲示し、掲示期間終了後は現状復帰しなければならないため、事前に、掲示場所の状況について現地確認する必要があります。

しかし、前述のとおり、事由発生から公示日までの期間が極めて短いことから、競争入札等の手続きをとる期間及びデザイン・現地調査等に必要な時間をとることは困難なため、当該の随意契約を行いました。

## 8 契約の相手方の選定理由

当該業者は、令和3年の衆議院議員総選挙、令和4年の参議院議員通常選挙、令和5年の統一地方選挙においても、同様の内容で受託した経験を有することから、上記デザイン・現地調査を速やかに実施することが期待できます。加えて、令和5年の統一地方選挙においては、同様の内容で公募型指名競争入札を実施しましたが、応札があったのは当該業者1社のみでした。

これらのことから、短期間で、求められるデザインを迅速に仕上げ、設置場所の状況に応じた適切な掲示・撤去作業ができる業者は、他に存在しないと考えられるため、当該業者と契約を締結しました。

## 9 所管課

選挙管理委員会事務局調査課